

多可町農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」

令和6年5月11日

多可町農業委員会

会長 白川 久義

「農業委員会等に関する法律」第7条に基づき、多可町農業委員会にかかる標記指針を下記のとおり定める。

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として明確に位置づけられた。

多可町においては、平地と中山間が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型に違いがあるため、地域の実情に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に中山間地では、耕作者の高齢化や鳥獣被害等により遊休農地の拡大が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、平地では、酒米山田錦や主食用米と黒大豆等を中心とした土地利用型農業に取り組んでいるが、担い手不足の地域もあり、新たな担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用しながら利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域での活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、多可町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、目標として農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会について」令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標面積

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和6年4月)	1,400 ha	16 ha	1.1 %
3年後の目標 (令和9年4月)	1,385 ha	13 ha	0.9 %

(2) 遊休農地の発生防止・解消に向けた推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

ア 農業委員と推進委員の相互協力により農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。

イ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

ウ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

ア 利用意向調査の結果を受け、農地中間管理機構への貸付けの意向のある者については、速やかに同機構へ連絡する。

③ 非農地判断について

ア 利用状況調査によって、再生利用困難に区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和6年4月)	1,400 ha	429 ha	30.6 %
3年後の目標 (令和9年4月)	1,370 ha	440 ha	32.1 %

注1：農業委員会の区域内の農地利用集積目標が農業地域類型（都市的地域、平地農業地域、中山間農業地域及び山間農業地域等）によって著しい相違があるときは、地域ごとに記述する。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

各地区の「地域計画」の作成・見直し時に農業委員と推進委員が集落に入り、積極的に関与する。

② 農地中間管理事業の推進

町、農地中間管理機構、農協等と連携し、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングによる農地中間管理事業の活用を推進する。

③ 農地の利用調整について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整等を推進する。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人・法人）
現 状 (令和6年4月)	2 経営体
3年間の目標 (令和9年4月)	6 経営体

(2) 新規参入者の促進に向けた推進方法

① 関係機関との連携について

県等の関係機関（農地中間管理機構、加東農林振興事務所、地域自治会、農会、水利組合、JAみのり等）との連携を図る。

② 新規就農フェア等への参加について

市町村、農協等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報の収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③ 農業委員会のフォローアップ活動について

新規参入者の地域の受入条件の整備を促進するとともに、就農後の安定した経営が図れるよう指導・助言等を行う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

多可町において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、多可町農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家への声掛け等による意向把握
- ・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力